

○利尻町総合計画審議会条例

平成30年3月9日条例第3号

利尻町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 利尻町総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として利尻町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、利尻町総合計画策定条例（平成30年条例第2号）第2条第1項第1号に規定する総合計画のうち基本構想の策定に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会の代表者
- (3) 町内の各種団体の推薦する者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、第2条の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会長が議長となり会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員で構成する。
- 3 専門部会は、審議会から付託された事項について審議する。
- 4 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、専門部会を代表し、議事その他専門部会の事務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。